

議案第 5 号

八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び会議
規則第 1 7 条の規定により提出します。

平成 2 8 年 3 月 9 日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	橋 本 淳	⑩
	同	原 弘 志	⑩
	同	高 山 敏 朗	⑩

提案理由

現在の八千代市の厳しい財政状況を考慮し、一般職員人件費について従来の臨時特例条例と同条件での減額措置を継続する必要があると判断し、本議案を提起する。

議案第5号 八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定についての修正案

八千代市一般職員の給料の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第1条第1項第1号の改正規定，同項第2号の改正規定，同項第3号の改正規定及び同項に1号を加える改正規定を削る。